

明治維新後の松江市域

—『島根県史料』『島根県歴史』に見る近代初頭の松江市域の変容—

2015年12月12日 竹永三男(近現代専門部会)

はじめに

1. 朝の連続テレビ小説……幕末から明治維新への大転換

政治・外交…政治体制の転換(≠政権交代) →江戸幕府倒壊から明治政府の成立へ
経済・産業…封建制から資本主義経済へ →農業から鉱工業へ、両替商から銀行へ
社会・地域…身分制・女性の地位の変化 →「女三従」から女性実業家へ
生活・文化…生活様式の転換・洋風化 →丁髷・和服から散切り頭・洋服へ

2. 政治・外交、経済・産業、社会・地域、生活・文化の絡まり・関連とその在りよう

これらは別個・無関係に存在するのではなく、絡まり合って1つの時代を特徴づけ
大転換の時代の人々の生き方に影響し、これを左右していたこと

3. 「絡まり・関連とその在りよう」を掘み出して見えるように提示すること

＝歴史学の仕事・役割

そのために必要なもの……その時代の全体(政治～生活)を記録した史料
具体的な作業の1つ ……「年表」の作成

4. 本日の講座の課題

- ①明治初年の島根県の政治・経済・社会・文化に関する最も基本的で網羅的な記録史料である『島根県史料』『島根県歴史』の紹介
- ②『島根県史料』による明治維新後の松江市域の変化の解明
- ③その変化と松江市域に住み、生きた人々との関係の検討

【Ⅰ】『島根県史料』『島根県歴史』とはどのようなもの

(1) 明治政府の歴史編修事業と『島根県史料』の編纂

1. 明治7年(1874)11月10日 太政官達第百四十七号「歴史編輯例則」

国史編修ニ付、維新以来地方施治沿革等左ノ例則ニ依リ叙記シ正院歴史課ヘ可差出、此旨相達候事……

歴史編輯例則

歴史ハ政治ノ沿革、民物ノ盛衰ヲ観ルヲ主腦トス……

第一則

立庁ノ日ヨリ明治七年十二月ニ至ル迄部内政治ノ施設、制度ノ沿革、租法、禄制、拓地、勸農ヨリ軍役、工業及ヒ騷擾事変等ノ事類ヲ分チ歴叙スヘシ

但、孝義忠節ノ類、及ヒ民利ヲ興シ国益ヲ成セシモノ等ハ之ヲ附記スヘシ

(『法令全書』明治七年)

→ 太政官正院に提出された各府県の「歴史」は、「府県史料」として国立公文書館に保存・公開(デジタルアーカイブズ化されて家庭でも閲覧可能)

2. 明治7年12月9日 国史編修に付、旧藩史料差出方を一般に布達

一 九日(十二月)九日(十二月)国史編修ニ付旧藩々史料差出方ノ儀ヲ一般ニ布ク
今般国史編修ニ付、維新以来地方施治沿革等ヲ叙記シ可差出旨太政官ヨリ御達相成候処、明治五年新置県以後ハ時事詳記有之候ヘ共、戊辰ヨリ壬申ノ間ハ考証トスヘキ書類ニ乏敷、或ハ事蹟ノ遺逸漏脱ニ属スル者有之候テハ遺憾少カラ
ス、就テハ旧藩中在職ノ輩并ニ旧郡村吏及ヒ社寺豪富ノ者共ニ於テハ自然勤務中ノ記録或ハ手扣ノ類モ可有之ニ付、右等ノ内苟モ左條ニ関スル者ハ手紙断簡漏取調可差出、勿論其促 朝廷ヘ進達スル義ニ無之悲皆於本県取捨斟酌其功要ナル者ヲ叙録シテ差出候義ニ候間、其事ノ忌諱ニ觸ルハヲ慮リ或ハ恥辱ヲ拾シ
コトヲ怖ル、等ノ懸念ナク別テ功勞美事アルモノハ自然顯著シ永ク後世ニ相傳ル義モ可有、之ニ付銘々競テ差出候様可致事、
例則ニ掲ケル所ノ條類ヲ撰書シテ添ヘタリ今略之

「自明治四年至同七年 島根県歴史政治部」『島根県史料 二』

3. 明治15年(1882)5月 島根県、「県治要領」編纂開始

16年(1883)5月 島根県立庁以～15年までの編纂完了

(太田富康『近代地方行政体の記録と情報』岩田書院、2010年)

(2) 『島根県史料』と『島根県歴史』

1. 「府県史料」と『島根県史料』

「体系的にまとまっている例として島根県がある」(太田富康、2010年)

2. 島根県立図書館所蔵の『島根県歴史』(太田富康、2010年)

A「島根県史料」 網文なし、史料原文筆写、出典簿冊名記載

↓

B「島根県歴史原稿」 網分付き、「府県史料」の体裁、修正記述・貼込あり

↓

C『島根県歴史』 網分付き、大判・和綴本装丁、浄書(清書)本

※A、B、Cには、収録項目・内容に若干の異同あり

↓

3. 国立公文書館所蔵「府県史料」中の『島根県史料』=太政官正院提出の進達本

D『島根県史料』 網分付き、簿冊装丁、浄書本

4. 『島根県歴史』と『島根県史料』

①装丁・用紙、書体の相違

②編別項目の相違ある巻もあり

③『島根県史料』には一部に乱丁あり

④記事内容に若干の相違あり

【Ⅱ】『松江市史』『史料編 近現代1』の編集と『島根県史料』が記録したもの

(1) 『松江市史』『史料編 近現代1』の編集方針

1. 『島根県史料』『島根県歴史』の「浄書本」〔明治2年(1869)～9年(1876)〕の中、松江藩領関係部分を全文、翻刻収録(検索用CD版添付も検討中・未定)

①国立公文書館のデジタルアーカイブズによる公開以外では初めての試み

②明治維新後の松江藩→島根県と、そこに住む人々が経験した事件・事項を網羅的に確認・検討できるもの

2. 『島根県史料』分類年表の作成(作業中) → 資料参照

①『島根県史料』記載事項の全体を、相互に関連づけながら一望できるように提示

②各分野(項目)ごとの事件・事項の推移を年次順に追跡するとともに、他分野(項目)との関連を検討する材料の提示

(2) 明治維新後の変革と『島根県史料』記事

1. 明治維新时期の主要な出来事

慶応3年(1867) 12月 9日 「王政復古」宣言

慶応4年(1868) 1月 3日 鳥羽・伏見の戦い(戊辰戦争勃発)

※藩政改革

明治2年(1869) 5月19日 函館五稜郭で榎本武揚降伏(戊辰戦争終結)

明治2年(1869) 6月17日 「版籍奉還」……版=版図(領地)、籍=戸籍(人民)

① 旧藩主を知藩事に任命(274人) 松平定安松江藩知事

② 旧藩主・公卿を「華族」と呼称(爵位は1874年から)、

一門から平士を「士族」、その下位に「卒」の呼称

※藩政改革

明治4年(1871) 7月14日 「廃藩置県」 東京・京都・大阪の3府と302県成立

① 知藩事を解任し、華族の東京居住を命じる

② 府県に県令(長官)を任命・派遣

→1890年(明治23)公布の「府県制」により、長官は知事と呼称

③ 旧藩との断絶=明治政府の全国直轄の徹底を企図

1) 長官は他府県人を任用

島根県の場合、県令・知事を含め、最初の島根県出身者は1911年(明治44)就任の高岡直吉(津和野藩士の子)

2) 旧藩名と異なる新県名の採用(多様な命名方法、

佐幕諸藩への懲罰も)

2. 「廃藩置県」の歴史的意義とその結果

① 「廃藩置県」による中央集権的統一国家の形成→明治政府による改革の全国的展開

目的は「万国対峙」(欧米列強と対抗して国家的・民族的自立を実現すること)

国際関係では不平等条約の解消、その条件としての富国強兵・殖産興業

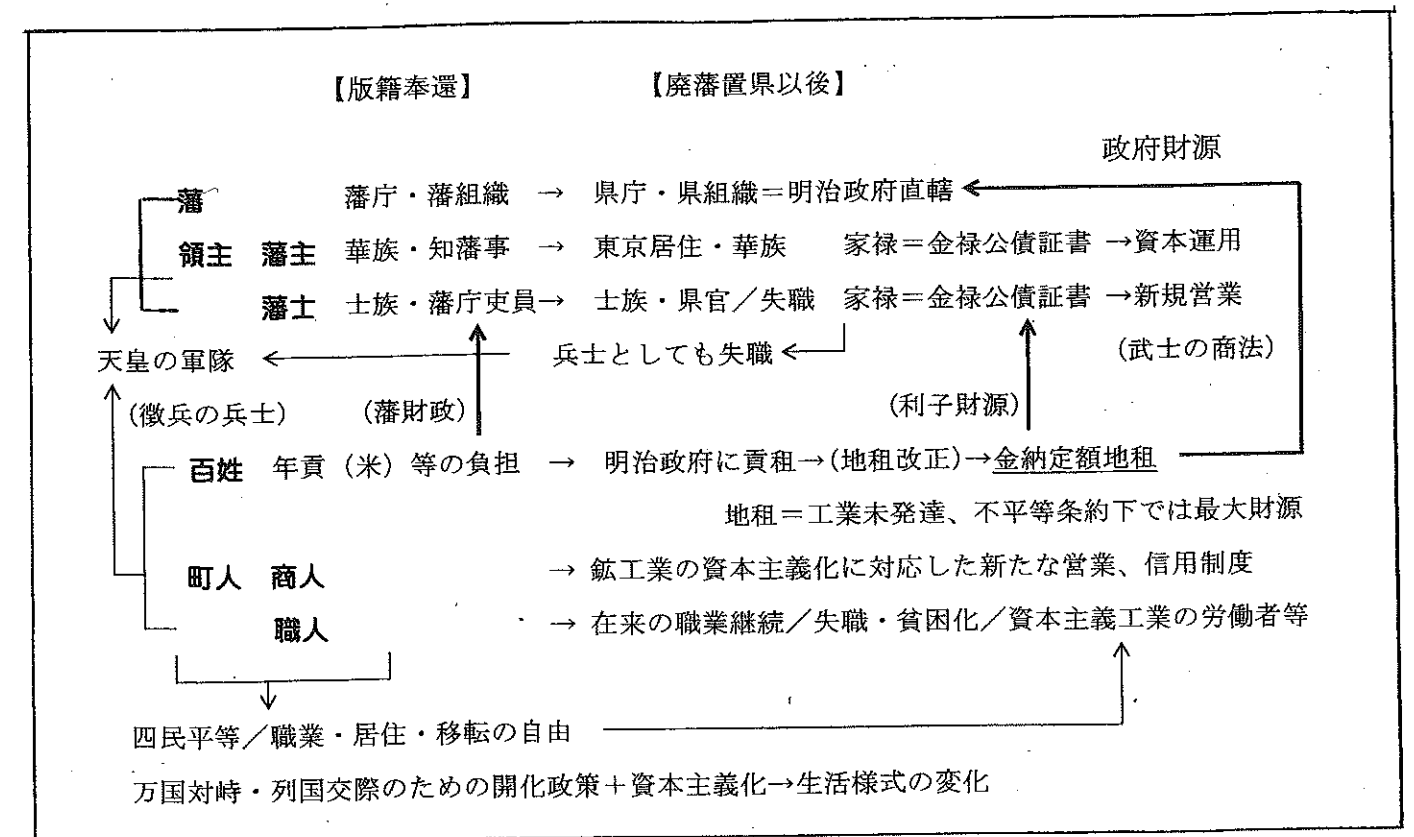
国家体制・政府機構・地方制度の中央集権的整備

資本主義的経済制度の導入、産業振興

→財源確保必須

新たな「国民」づくり、近代化に対応した風俗矯正等=「文明開化」

② 諸身分にとっての意味



※『島根県史料』(『島根県歴史』)は、上記の複雑な変革の過程を網羅的に編年で叙述

【Ⅲ】『島根県史料』に記録された近代初頭の松江市域の人々と明治維新の変革

(1) 軍制改革—武士の軍隊から徴兵の軍隊へ

1. 版籍奉還後の松江藩の軍制改革

【史料】① 「戎服」(軍服)の洋装化

【史料】② 「農兵」の取り立て……武士身分による軍事独占の転換

【史料】③ イギリス式兵制からフランス式兵制へ

【史料】④ 「農兵」の廃止

【史料】⑤ 「徴兵令」に先立つ徴兵の実施……太政官の指令による。免疫条項あり

【史料】⑥ 廃藩置県と藩兵の暫定的存続

2. 「徴兵令」に基づく軍隊の創出

明治5年11月28日 太政官第379号布告「徴兵令詔書及ヒ徴兵告諭」

明治6年 1月10日 陸軍省「徴兵令」

【史料】⑦ 会見郡「血税一揆」の勃発と島根県への波及

【史料】⑧ 徴兵の実施と人民説得の論理

【史料】⑨ 徴兵された兵士の「父兄」に対する説得

3. 徴兵令＝国民から徴兵する「天皇（兵馬の大元帥）の軍隊」の創出
士族にとって……身分的特権の剥奪
平民（百姓・町人）にとって……「血税」負担の強要

(2) 身分制の解体と家禄の整理

1. 版籍奉還後の藩財政と家禄……藩の存続の枠内での節減

明治2年（1869）9月21日 「藩治職制」改正にともなう各種加米の縮減

明治3年（1870）12月25日 閑散士族・卒から無勤米を徴収し、軍備に充当

2. 廃藩置県後の明治政府による家禄整理

←家禄支給は政府の責任＝その財政負担は、富国強兵・殖産興業政策の足枷

……1876年（明治9）8月5日太政官第108号布告「金禄公債証書発行条例」（秩禄処分＝家禄の最終的で完全な整理）の前提

【史料】⑩ 「家禄奉還」形式による整理→当該士族に「資本金卸下ケ」、「奸商」の「工ミ」（たくらみ）

【史料】⑪ 現金・公債証書の運用能力を欠く「士族の商法」

3. 廃藩置県による藩の廃絶＝武士身分の消滅・解体→廃刀令・徴兵令（身分的特権の消滅）と家禄整理（経済的基盤の衰滅）→士族の行方＝士族反乱か民権運動か……

(3) 身分制の再編と文明開化

1. 版籍奉還後の身分規制

【史料】⑫ 松江藩における士族の身分序列の再編・確認

士族統制の一方で身分規制緩和の一步……明治3年（1870）12月25日 居住地の自由化

2. 廃藩置県後の身分制の再編・職業の自由化と「文明開化」の中の風俗矯正

婚姻・養子・身分間移動に対する規制の緩和・自由化

【史料】⑬⑭ 斬髮令＝「散切り頭」をめぐる明治政府・島根県と民衆

3. 「文明開化」の歴史的意味

a. 頭髪（丁髷・日本髪）という身体そのものの変革を迫るもの

b. 「万国対峙」「富国強兵・殖産興業」政策の柱としての「文明開化」
……国民の改造

c. 民衆の実態に規定された政策の手直し

斬髮は「敢テ之ヲ強ルノ義ニハ無之」

「違式註違条例」（≡軽犯罪法）への追加による斬髮強制の試み（【関連史料】）

から、1874年（明治7）6月2日「違式註違条例」の修正へ

おわりに

(1) 明治維新の変革を、それぞれの事象を相互に関連づけながら、全体の構造を理解すること……そのような歴史の認識は、現代の世界に生きる私たちにとっても重要

cf. 「忘れられた日本人」田中梅治翁の日本・地域・自分自身の認識のための記録

(2) 松江市域のさまざまな「近代」の様相とその実態の史料に基づく具体的な確認

第76回松江市史講座 足立正智氏「松江の建造物」

旧田野医院本館（苧町）、松江警察署初代庁舎（殿町→雑賀町）、興雲閣（城山）

など建築史研究者・建築家・市民による調査・研究の進展

(3) 『松江市史』近現代編の構成と役割

『史料編Ⅰ』……『島根県史料』『島根県歴史』の松江市域分の完全翻刻

『史料編Ⅱ』……近現代の松江市域の行政・経済・社会・文化の基礎史料の集成

『通史編』……近現代の松江市の行政・市民・地域の確実な史料に基づく叙述

その完成のためには、市民の皆様の引き続くご協力・ご支援が必須